



阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度

転入予定者受付票

様

様

以下のとおり、「阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱」に規定する届出を受け付けたことを証明します。

年 月 日

阿南市長

公印

受付年月日	年 月 日
受付番号	
転入予定日	年 月 日
本票の有効期限	年 月 日

※有効期限は転入予定日から14日

- 1 双方又は一方が阿南市へ転入したことを証明する住民票の写し等を、上記期限までに提出してください。
本票と引き換えに「パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書」をお渡しします。
- 2 上記期限までに提出がない場合は、届出の要件を欠くものとして、届出書類一式を連絡先へお返しします。
(※期限内の提出が困難な場合はご連絡ください。)
- 3 上記期限の経過又は受理証明書の交付をもって、本票は効力を失います。

この転入予定者受付票の提示を受けられた方へ

阿南市では、「阿南市人権尊重のまちづくり条例」の理念に基づき、全ての市民がお互いの人権を尊重し合い、多様性を認めあい、全ての人の人権が尊重される明るく住みよい阿南市の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施します。

性の多様性を認め、心豊かに安心して暮らせる希望に満ちあふれた人権尊重のまちづくりへのご理解とご協力をお願いします。

この転入予定者受付票は、届出者の双方が市外に在住していて、双方又は一方が阿南市に転入しようとしているときにお渡しするものです。届出者が阿南市の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明するために活用いただくものですので、事業者のみなさまにおかれましては、この転入予定者受付票の提示を受けた場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のありかた（性的指向・性自認・性表現）や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

・パートナーシップ

一方又は双方が性的マイノリティである 2 人が互いを人生のパートナーとして尊重し、協力し合う継続的な関係をいう。

・ファミリーシップ

パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の子と生計を同一にし、愛情をもってその子を養育すると約した家族の関係をいう。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度についてのお問い合わせ

阿南市人権・男女共同参画課

TEL 0884-22-3094

FAX 0884-22-4785